

4 足監発第 1 2 8 3 号 令和 4 年 1 1 月 2 4 日

足立区議会議長 工 藤 哲 也 様 足 立 区 長 近 藤 やよい 様 足 立 区 教 育 委 員 会 様

足立区監査委員綿谷久司同野作雅章同伊藤のぶゆき同小泉ひろし

令和4年度 定期監査(第二期)結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した 令和4年度定期監査(第二期)結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに 足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和4年度 定期監査(第二期)結果報告書

- 1 監査の対象事務 主として令和3年度の財務に関する事務及び事業の執行等
- 2 監査期間 令和4年8月29日から令和4年11月24日まで
- 3 監査の対象部課及び実施日 別紙1「令和4年度 定期監査(第二期)対象・日程表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、 区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の 合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政 運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 契約事務の適正な執行について

契約事務規則第3条第2項により、50万円未満の物品の修繕については、契約事務を処理する権限が課長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされている。

ところで、学校ICT推進担当課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。

学校ICT機器(児童・生徒用タブレット等)修繕契約について、契約請求決定日、契約決定日、契約締結先、契約期間、業務完了報告日・収受日、検査日及び修繕対象機器メーカーがすべて同一である50万円未満の案件が4件あった。4件の予定価格を合計すると148万6,980円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていた。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な 事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがない よう必要な改善措置を講じられたい。

なお、令和3年度において、今回指摘した4件を含め、同種の学校ICT機器修繕契約を50件締結しており、大きな事務処理負担となっている。今後は、学校ICT機器の使用環境の特性を踏まえたトータル・コスト負担を考慮しつつ、機器調達を含め、より効率的な契約方法について検討されたい。

<学校 I C T推進担当課>

イ 私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付 について

子ども政策課では、私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱(以下「都要綱」という。)及び足立区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱(以下「区要綱」という。)に基づき、私立幼稚園内において、設置者が感染拡大防止のために購入した保健衛生用品等の経費を補助する事業を実施した。補助金の交付にあ

たっては、都要綱及び区要綱に掲げる交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類等を審査し、交付決定を行うこととされていた。

ところで、この補助金交付に係る審査状況について監査したところ、インターネット購入によりポイントを取得している申請があった。

都要綱FAQでは、「インターネット購入等でポイントを取得している場合には、その取得ポイント分を対象経費から差し引く」とされているが、その是正処理がなされていないことから、交付決定金額に誤りが生じ、補助金の過払いが生じていることが認められた。

こうした事務処理は、都要綱及び足立区補助金等交付事務規則に照らし、不適切である。今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を図られたい。

<子ども政策課>

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を 講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への 影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導した ものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂 正し返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア財務関係

(ア) 事案決定関係

a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、部長決定にして いるもの。

〈教育指導課〉

b 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、課長決定にして いるもの。

〈教育指導課、子ども施設運営課〉

c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にして いるもの。

〈教育指導課、子ども政策課〉

(a、bの根拠) 足立区事案決定規程第3条

足立区教育委員会事務局事案決定規程第4条、

第17条

(cの根拠) 足立区教育委員会事務局事案決定規程第4条

(イ) 調定関係

国または都から交付される補助金の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの。

〈教育指導課、学校支援課、青少年課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第30条 金銭会計事務の手引P17、P34

イ 旅費関係

(ア) 運賃を誤って旅費を支給しているもの。

〈学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(イ) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給 しているもの。

〈西保木間保育園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条 旅費事務の手引P24

(ウ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの。

〈学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(エ) 乗継割引適用区間であるにもかかわらず、割引していない運賃で旅費を支給しているもの。

〈学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(オ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの。

〈学力定着推進課、渕江中学校、辰沼保育園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条 旅費事務の手引P25 (カ) 通勤にバスを利用し、定期券で認定を受けている者に、定期券利用 可能区間の旅費を支出しているもの。

〈教育指導課、学務課、辰沼保育園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条 旅費事務の手引P25

(キ) 通勤経路と通勤手当認定上の経路が異なる職員が、手当認定上の経路と異なる経路の定期券(通勤経路)を持っており、旅行に際してその定期券を利用したにもかかわらず、旅費を支給しているもの。

〈教育政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第6条 (参考) 旅費Q&A (平成27年1月改訂) Q7

(ク)電車利用の場合、梅島駅から西新井駅間(0.8km)のみの旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの。

〈子ども政策課、梅田保育園〉

(根拠) 旅費事務の手引 P 2 7

(ケ) I C運賃で通勤手当認定を受けている者について、通勤経路を越えて出張したが、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給するところ、通勤経路外部分を新たに乗車した運賃で支給しているもの。

〈学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(コ) I C運賃で通勤手当認定を受けている者について、勤務地の最寄り 駅より一駅先まで出張したが、通勤経路の運賃と旅行運賃が同額にも かかわらず、通勤経路外部分の運賃を支給しているもの。

〈学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(サ) その他、旅行命令簿の旅行経路等の誤入力により、旅費を正しく支 給していないもの。

〈学力定着推進課、第十二中学校〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの。

〈中央本町保育園、辰沼保育園〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているも の。

〈子ども政策課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) プロポーザル方式による事業者選定について

ア プロポーザル方式による事業者選定の法的位置づけ

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条に基づき、一般競争入札によることが原則である。高度の創造性、及び専門的な知見、技術を必要とする業務について、複数の事業者から企画、提案を求め、最も優れた企画を提出した事業者と契約を締結するプロポーザル方式は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当するものとして、あくまでも一般競争入札の例外として、随意契約が認められるものである。従って、価格競争性のないプロポーザル方式による調達は、その必要性を十分に検討し、真に必要と認められる場合にのみ採用するという運用が求められる。

イ 学校用務のプロポーザル方式による事業者選定について

学校用務については、平成21年度以降、プロポーザル方式により事業者選定を行っている。具体的には、区内の小・中学校を18のグループに分け、毎年その3分の1のグループについて、事業提案書の提出を求め、選定委員会により提案書の評価を行い、事業者を決定し、履行状況を評価した上で、良好な場合には2年間までは契約を継続している。すなわち、3年間で18グループの事業者選定が一巡するという選定方法である。

学校用務に関し、プロポーザル方式により事業者選定することについては、以下の理由から、原則的契約方法である競争入札へ移行することが適切であると思われる。検討されたい。

(ア) プロポーザル方式による調達が、真に必要であるとは思われないこと 学校用務の業務内容は、学校施設管理とその周辺業務であり、本来プ ロポーザル方式が対象とすべき高度な創造性や技術力、専門性を要する 業務とは思われない。その上、平成21年度以降、毎年プロポーザル方 式による事業者選定が実施され、提案及び業務実績の蓄積により、学校 用務の業務仕様は充分詳細が固められていると考えられ、毎年プロポー ザル方式により新たな提案を徴する必要性はないと思われる。

(イ) 法令、及び足立区のプロポーザル方式に係る諸規定該当性に疑問があること

令和4年9月のプロポーザル方式採用協議書において、本方式を採用する理由として、「施設の維持管理にとどまらず、学校の構成員としての意識と情熱をもって、この業務に取り組む意欲のある事業者を選定する必要がある」としているが、「意識と情熱」はプロポーザル方式により事業者を選定すべき理由として、法令の考え方、並びに足立区の契約事務規則及びプロポーザル実施基準の規定の趣旨、内容に該当しないものと思われる。

(ウ) 適切な競争性がない調達による弊害が伺えること

一般的に、プロポーザル方式のデメリットとして、実績のある既契約者に有利に働き、実績のない事業者にとっての参入障壁となると言われている。事業者選定の状況を見ると、結果として、限られた事業者により学校用務が実施されている実態が伺える。

ウ 長期にわたりプロポーザル方式が実施されている事業は、改めて競争入 札への移行の可否について検討が必要

学校用務に限らず、長期にわたりプロポーザル方式により事業者選定が行われている事業の中には、ノウハウや業務実績が蓄積されたことにより、詳細な業務仕様書の作成が可能な事業もあるものと考えられる。そのような事業は、参加資格要件を定めた上で競争入札による事業者選定が可能であると考えられる。

プロポーザル方式を認めることは、特命随意契約を認めることに等しい。競争入札がなぜ実施できないのか、真にプロポーザル方式による事業 者調達が必要かについて、改めて、法令等の趣旨に照らして適切かつ慎重 な判断を行うことを求めたい。

令和 4 年度 定期監査 (第二期) 対象·日程表

1 委員監査

月日	曜日	部局名	監査対象	監査会場
8月29日	月	学校運営部	①学務課、おいしい給食担当課 ②学校支援課	監査室
8月30日	火	学校運営部	①学校施設管理課	監査室
		教育指導部	②教育指導課	温. .年
9月1日	木	教育指導部	①学力定着推進課 ②教育政策課、学校ICT推進担当課	監査室
9月2日	金	学校運営部	①宮城小学校 ②江南中学校	- 各校
			①千寿桜小学校 ②第九中学校	
9月5日	月	子ども家庭部	①子ども施設運営課、就学前教育推進担当課 ②子ども施設入園課	監査室
9月7日	水	子ども家庭部	①支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課	現地
9月8日	木	学校運営部	①千寿小学校 ②千寿青葉中学校	各校
			①西伊興小学校 ②島根小学校	
9月9日	金	学校運営部	①東栗原小学校 ②第四中学校	各校
9月16日	金	子ども家庭部	①保育園集合(梅田、辰沼、西保木間、本木東、元宿こども 園) ②青少年課	監査室
9月21日	水	子ども家庭部	①私立保育園課、待機児ゼロ対策担当課	監査室
9月28日	水	子ども家庭部	①子ども施設指導・支援課 ②子ども政策課	監査室
9月29日	木	木 学校運営部	①皿沼小学校 ②鹿浜菜の花中学校	各校
	/\		①辰沼小学校 ②中川小学校	

<部長監査>

月日	曜日	監査対象	監査会場
10月20日	木	①学校運営部 ②教育指導部	監査室
10月21日	金	①子ども家庭部	監査室

2 事務監査

※保育園・こども園の事務監査は書面監査を実施しました。

月日	曜日	部局名	監	查 対 象	監査会場
8月29日	月	学校運営部	①学校支援課	1203会議室	
8月30日	火	学校運営部	①学務課、おいしい給食技	403会議室	
8月31日	水	学校運営部	①宮城小学校	②江南中学校	
			①辰沼小学校	②中川小学校	一
9月1日	木	学校運営部	①学校施設管理課		1204会議室
		教育指導部	①教育指導課		1204云硪至
9月2日	金	教育指導部	①教育政策課、学校 I C ? ①学力定着推進課	1204会議室	
0858	月	学校運営部	①島根小学校	②第四中学校	
9月5日			①千寿小学校	②千寿青葉中学校	4位
9月6日	火	学校運営部	①千寿桜小学校	②第九中学校	各校
9月0日			①西保木間小学校	②竹の塚中学校	一 行权
9月9日	金	学校運営部	①皿沼小学校	②鹿浜第一小学校	
9月9日	亚.		①亀田小学校	②関原小学校	4位
9月12日	月	子ども家庭部	①私立保育園課、待機児-	1205C会議室	
9月13日	火	学校運営部	①栗島小学校	②東栗原小学校	各校
9月14日	水	学校運営部	①鹿浜西小学校	②鹿浜菜の花中学校	各校
9月15日	木	学校運営部	①栗原小学校	②西伊興小学校	各校
9月20日	火	子ども家庭部	①子ども政策課 ①子ども施設指導・支援課		1203会議室
9月21日	水	子ども家庭部	①子ども施設運営課、就会	学前教育推進担当課	1204会議室
	水	子ども家庭部	①元宿こども園第一園舎	②元宿こども園第二園舎	
9月28日			①梅田保育園	②本木東保育園	 南館 6 階 監査室
			①辰沼保育園		
9月29日	木	子ども家庭部	①子ども施設入園課		1203会議室
9月30日	金	子ども家庭部	①支援管理課、教育相談記	果、こども家庭支援課	現地
10月3日	月	子ども家庭部	①青少年課		402作業室
10月4日	火	学校運営部	①興本小学校	②扇中学校	各校
10月5日	水	水 学校運営部	①渕江第一小学校	②渕江中学校	各校
			①第十二中学校		1710
10月7日	金	全 子ども家庭部	①千住あずま保育園	②中央本町保育園	
			①西保木間保育園	②保木間保育園	南館 6 階 <u>監</u> 査室
			①伊興保育園		

3 旅費・手当等監査対象所属

教育政策課、学校ICT推進担当課、学力定着推進課、学務課、おいしい給食担当課 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、子ども施設運営課、就学前教育推進担当課 私立保育園課、待機児ゼロ対策担当課